

オーストラリアREITファンド (毎月決算型／年2回決算型)

追加型投信／海外／不動産投信



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定にもとづく目論見書です。
- 本書にはファンドの約款のおもな内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

委託会社(ファンドの運用の指図をおこなう者)

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第2831号
設立年月日:2014年11月25日

資本金:3億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:1,514億円
(資本金、運用純資産総額は2026年6月30日現在)

受託会社(ファンドの財産の保管および管理をおこなう者)

三井住友信託銀行株式会社

照会先



スカイオーシャン・アセットマネジメント

ホームページ <https://www.soam.co.jp/> サポートデスク 045-225-1651 (受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

	商品分類		
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
オーストラリアREITファンド (毎月決算型)	追加型投信	海外	不動産投信
オーストラリアREITファンド (年2回決算型)			

	属性区分				
	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
オーストラリアREITファンド (毎月決算型)	その他資産 (注))	年12回(毎月)	オセアニア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
オーストラリアREITファンド (年2回決算型)		年2回			

(注)投資信託証券(不動産投信)

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ<https://www.imaj.or.jp/>をご覧ください。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

この目論見書によりおこなうオーストラリアREITファンド(毎月決算型)およびオーストラリアREITファンド(年2回決算型)の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年9月15日に関東財務局長に提出しており、2026年9月16日にその届出の効力が生じております。

.....

ファンドの投資信託約款の内容の重大な変更をおこなう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)にもとづき事前に受益者の意向を確認いたします。

.....

ファンドの信託財産は、信託法にもとづき受託会社において分別管理されています。

.....

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。その際、投資者は自ら請求したことを記録しておいてください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

安定的な収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長をめざして運用をおこないます。

ファンドの特色

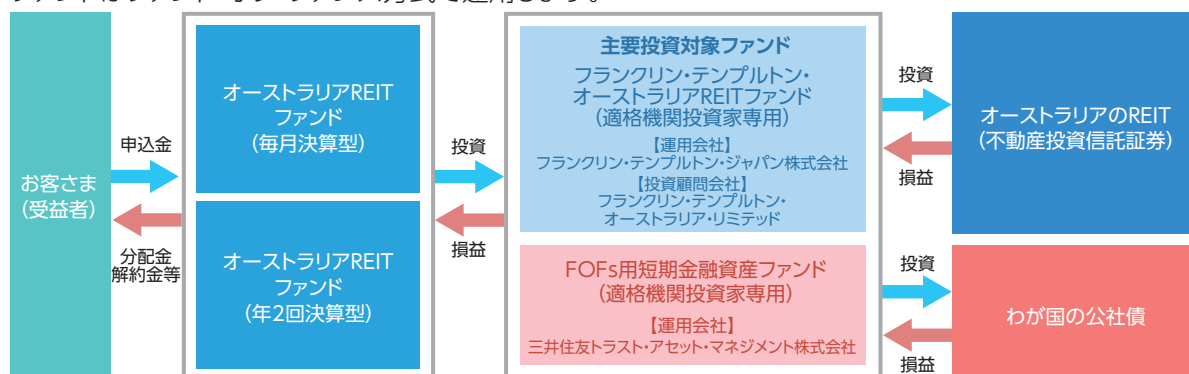
特色 1

主として、オーストラリアのREIT(不動産投資信託証券)に投資します。

- 「[フランクリン・templton・オーストラリアREITファンド(適格機関投資家専用)]」(以下「主要投資対象ファンド」)への投資を通じて、主として、オーストラリア証券取引所に上場しているREITに投資します。
- 主要投資対象ファンドの運用はフランクリン・templton・ジャパン株式会社がおこない、実質的な運用はフランクリン・templton・グループのフランクリン・templton・オーストラリア・リミテッドがおこないます。
- 「[FOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)]」にも投資します。
- 原則として、為替ヘッジはおこないません。

ファンドの仕組み

ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



※投資対象ファンドの概要につきましては、後掲「追加的記載事項」をご参照ください。



ファンド・オブ・ファンズ方式とは

お客さまからお預かりした資金を、直接株式や債券といった資産に投資するのではなく、株式や債券に投資している複数の投資信託に投資して運用をおこなう仕組みです。

フランクリン・templton・オーストラリア・リミテッドについて

フランクリン・templton・オーストラリア・リミテッド

- 経験豊富な運用プロフェッショナルからなるチームがメルボルン拠点で運用。
- オーストラリアREITの運用については30年以上の実績があります。

フランクリン・templton・グループ

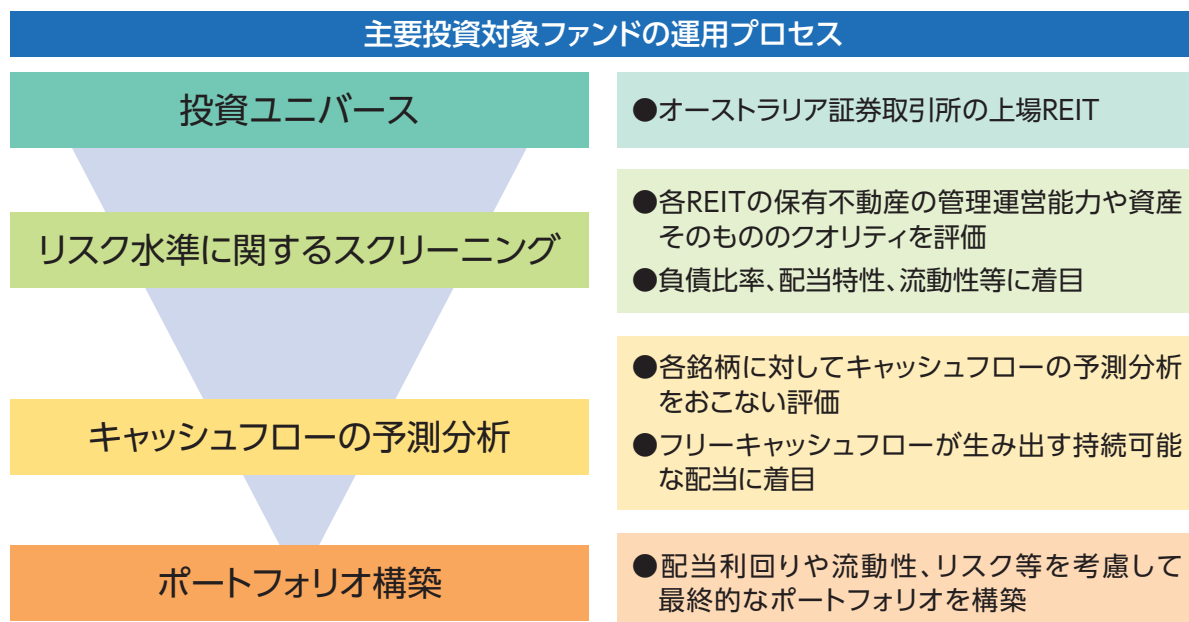
- フランクリン・templton・グループは、米国カリフォルニア州サンマテオに本部を置く、独立系の資産運用会社グループです。世界中の主要な金融市場にオフィスを構え、複数の資産クラスにおいて数多くの投資プロフェッショナルと約1.7兆米ドル(約269兆円)の運用資産残高を有しています。
- 世界中の個人投資家や機関投資家の皆様に多種多様な運用商品とサービスを提供しています。

(出所) フランクリン・templton・ジャパンから入手した2026年3月末現在の情報をもとにスカイオーシャン・アセットマネジメント作成

ファンドの目的・特色

特色 2

銘柄選定にあたっては、銘柄毎の収益の成長性・割安度・配当利回り・流動性等を勘案します。



※2026年6月末現在。上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

特色 3

決算の時期が異なる2つのタイプから選べます。

- 毎月決算をおこなう「毎月決算型」と年2回決算をおこなう「年2回決算型」があります。

分配方針

- 「毎月決算型」は、原則として毎月14日(休業日の場合は翌営業日)に決算をおこない、収益の分配をめざします。
- 「年2回決算型」は、毎年6月および12月の各14日(休業日の場合は翌営業日)に決算をおこない、分配金額を決定します。
- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金については、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配をおこなわないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

おもな投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資はおこないません。
- 外貨建資産への直接投資はおこないません。
- デリバティブの直接利用はおこないません。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

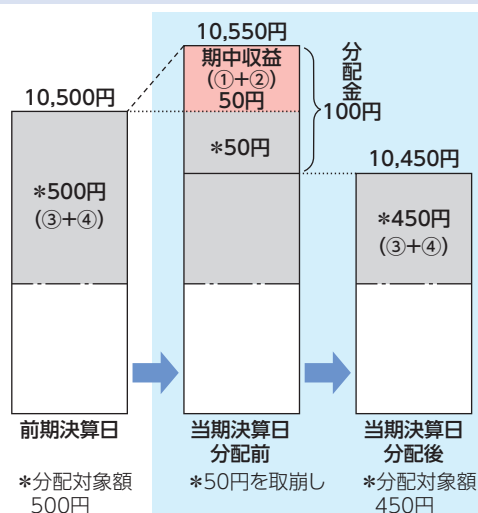
投資信託で分配金が支払われるイメージ



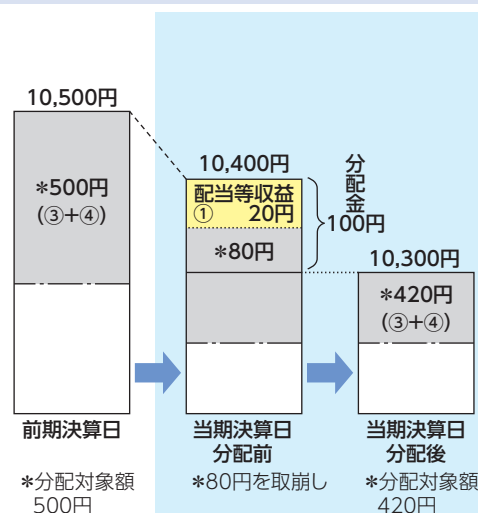
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

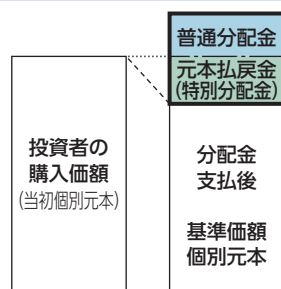
分配金は、分配方針にもとづき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆あるいは保証するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

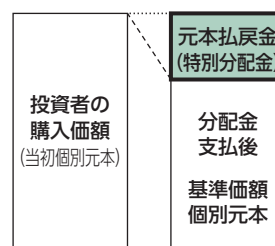
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金 (特別分配金) は実質的には元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金 (特別分配金) 部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金

個別元本 (投資者のファンドの購入価額) を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 (特別分配金)

個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金 (特別分配金) の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

投資リスク

基準価額の変動要因

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。
したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

リートの 価格変動リスク	リートの価格は、不動産市況（不動産稼働率、賃貸料、不動産価格等）、金利変動、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。また、リートおよびリートの運用会社の業績、財務状況の変化等により価格が変動し、基準価額の変動要因となります。
為替変動リスク	為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。
信用リスク	有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。
流動性リスク	時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。
金利変動リスク	債券の価格は、一般的に金利低下（上昇）した場合は値上がり（値下がり）します。また、発行者の財務状況の変化等およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の換金申込みが発生し短期間で換金代金を手当てする必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止・取消となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

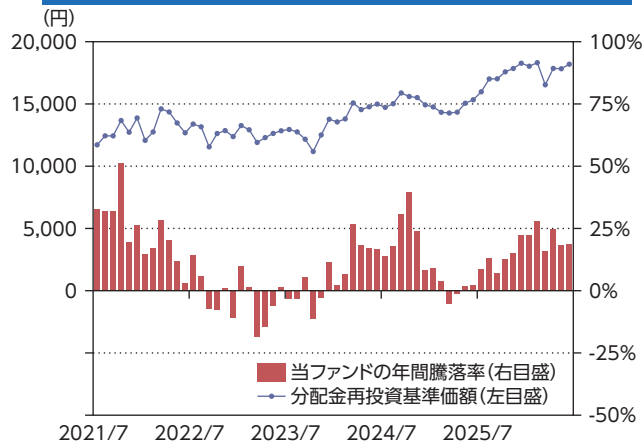
委託会社におけるリスク管理体制

- 運用部門から独立したコンプライアンス部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、定期的に代表取締役社長（流動性リスクに関しては取締役会）に報告します。

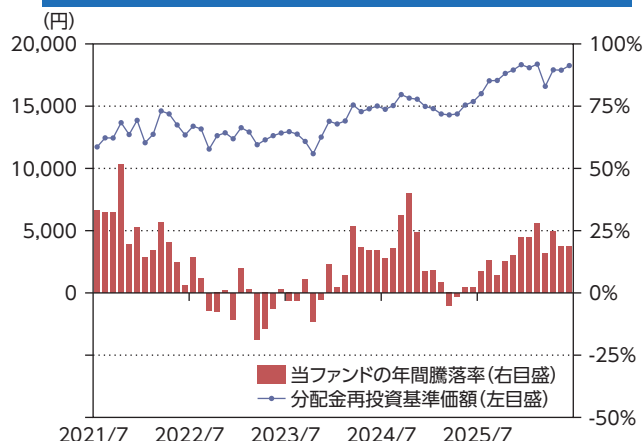
[参考情報]

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

オーストラリアREITファンド(毎月決算型)



オーストラリアREITファンド(年2回決算型)

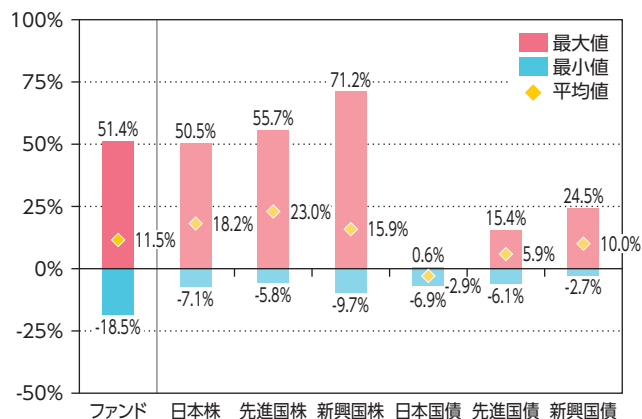


*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額にもとづいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

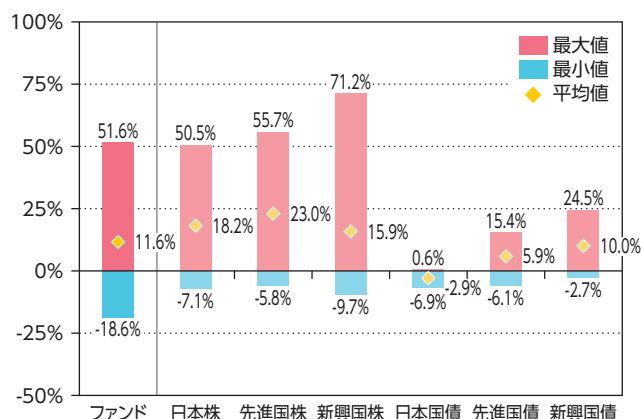
*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

オーストラリアREITファンド(毎月決算型)



オーストラリアREITファンド(年2回決算型)



*グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*2021年7月～2026年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額にもとづいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日 本 株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
 先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)
 (注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

各資産クラスの騰落率について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証をおこないません。また、株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

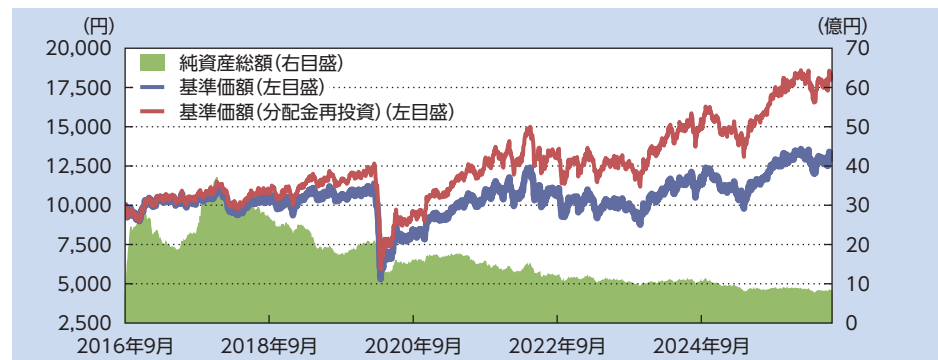
NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

オーストラリアREITファンド(毎月決算型)

基準価額・純資産の推移



基準価額	13,124円
純資産総額	8.18億円

※基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
※上記グラフは設定日から作成基準日までを表示しております。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額:3,390円 直近1年間分配金累計額:360円

決算期	2026年2月	2026年3月	2026年4月	2026年5月	2026年6月
分配金	30円	30円	30円	30円	30円

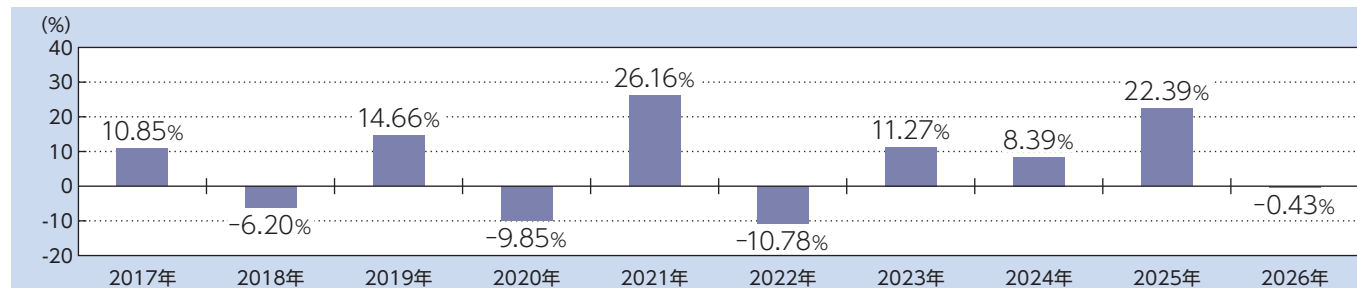
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

投資信託証券	投資比率
フランクリン・テンプレート・オーストラリアREITファンド(適格機関投資家専用)	97.8%
FOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)	0.0%

※投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



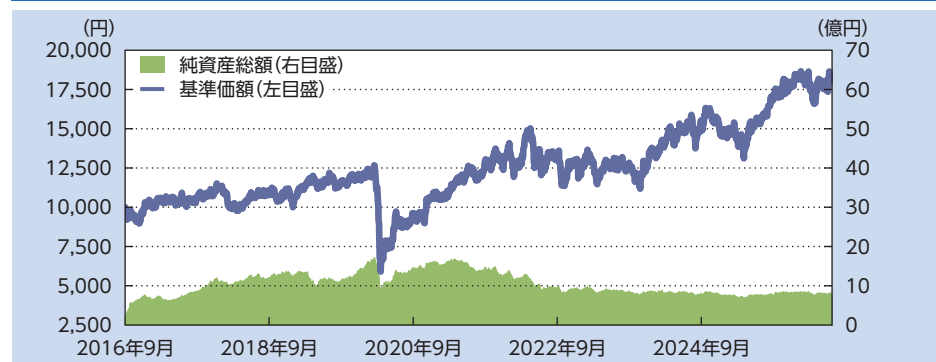
※収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
※2026年は年初から作成基準日までの収益率です。
※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

オーストラリアREITファンド(年2回決算型)

基準価額・純資産の推移



基準価額	18,259円
純資産総額	7.96億円

※上記グラフは設定日から作成基準日までを表示しております。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額:0円

決算期	2024年6月	2024年12月	2025年6月	2025年12月	2026年6月
分配金	0円	0円	0円	0円	0円

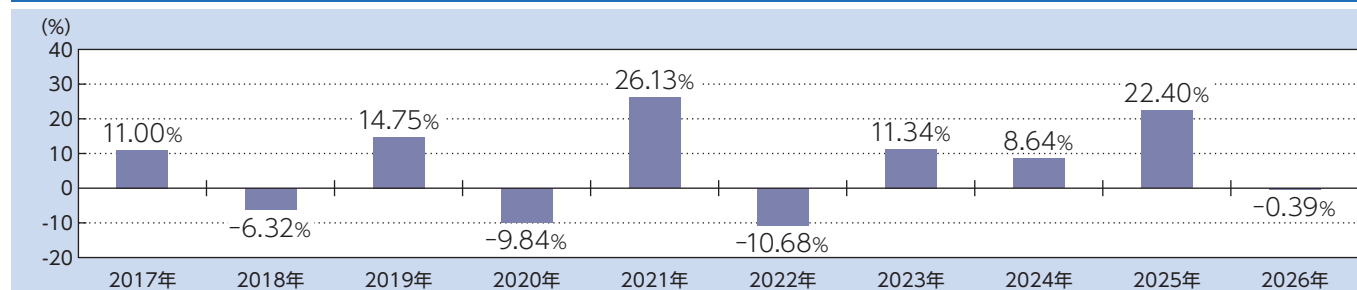
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

投資信託証券	投資比率
フランクリン・テンプルトン・オーストラリアREITファンド(適格機関投資家専用)	98.0%
FOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)	0.0%

※投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※2026年は年初から作成基準日までの収益率です。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申 込 締 切 時 間	原則として、午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2026年9月16日から2026年12月10日までとします。 ※当ファンドは2026年12月14日をもって信託期間が終了いたします。
購入・換金申込 受 付 不 可 日	申込日当日が次のいずれかの場合は、購入・換金のお申込みを受け付けられないものとします。 ・オーストラリア証券取引所の休業日 ・シドニーの銀行休業日 ・メルボルンの銀行休業日
換 金 制 限	ファンドの規模および商品性格などにもとづき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間および金額の制限をおこなう場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込受付の 中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
信 託 期 間	原則として、2016年9月5日(設定日)から2026年12月14日までとします。
繰 上 償 還	主要投資対象ファンドが償還される場合には、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。 ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決 算 日	【毎月決算型】毎月14日(休業日の場合は翌営業日)です。 【年2回決算型】毎年6月、12月の各14日(休業日の場合は翌営業日)です。
収 益 分 配	【毎月決算型】年12回、毎決算時に原則として収益分配をおこなう方針です。 【年2回決算型】年2回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。 収益分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	2,000億円
公 告	原則、 https://www.soam.co.jp/ に電子公告を掲載します。
運 用 報 告 書	【毎月決算型】毎年6月および12月の決算時ならびに償還時に交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。 【年2回決算型】毎決算時および償還時に交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 ファンドは、NISAの対象ではありません。 なお、配当控除あるいは益金不算入制度の適用はありません。
ス イ ッ チ ン グ	「オーストラリアREITファンド(毎月決算型)」および「オーストラリアREITファンド(年2回決算型)」の間でスイッチングができます。スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。 (販売会社によっては、スイッチングの取扱いをおこなわない場合があります。)

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用				
購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.3%(税抜3.0%)を上限 として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は、商品説明等にかかる費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。詳しくは販売会社にお問い合わせください。			
信託財産留保額	ありません。			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	純資産総額に対して年率1.133%(税抜1.03%) 信託期間を通じて毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。 毎計算期末または信託終了のとき、信託報酬から支払われます。		信託報酬＝運用期間中の基準価額× 信託報酬率
		支払先	内訳(税抜)	おもな役務
		委託会社	年率0.3%	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
		販売会社	年率0.7%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
		受託会社	年率0.03%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
	投資対象とする 投資信託証券*1	純資産総額に対して年率0.605%(税込)		投資対象とする投資信託証券にかかる信託財産の運用、基準価額の計算、運用財産の管理等の対価
	実質的な負担*2	純資産総額に対して 年率1.738%程度(税込) ※この値は目安であり、投資対象ファンドの実際の組入れ状況により変動します。		
その他の費用・ 手数料	有価証券の売買・保管、信託事務にかかる諸費用等をその都度、監査費用を日々、ファンドが負担します(投資対象ファンドにおいて負担する場合があります。)。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。		有価証券の売買・保管にかかる費用は、有価証券の売買・保管にあたり、売買仲介人・保管機関に支払う手数料 信託事務にかかる諸費用は、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息等 監査費用は、監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用	

*1 ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のものを表示しています。

*2 ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆さまが実質的に負担する信託報酬率になります。

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。また、上場投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。

手続・手数料等

〈税金〉

◆税金は表に記載の時期に適用されます。

◆以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記税率は2026年6月30日現在のものです。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
オーストラリアREITファンド (毎月決算型)	1.75%	1.13%	0.62%
オーストラリアREITファンド (年2回決算型)	1.75%	1.13%	0.62%

※対象期間は2025年12月16日～2026年6月15日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※投資先ファンドにかかる費用は、その他費用に含まれています。

※ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

追加的記載事項

投資対象としている投資信託証券の概要は以下のとおりです。

以下の内容は、2026年6月30日現在、委託会社が知り得る情報にもとづいて作成しておりますが、今後、記載内容が変更となることがあります。

投資対象ファンド	運用会社	おもな投資対象・投資地域	運用の基本方針等
フランクリン・ テンプルトン・ オーストラリアREIT ファンド (適格機関投資家専用)	フランクリン・ テンプルトン・ジャパン 株式会社	オーストラリア証券 取引所に上場してい るREIT(不動産投資 信託証券)	この投資信託は、「フランクリン・テンプルトン・オーストラリアREITマザーファンド」受益証券への投資を通じて、おもにオーストラリアの証券取引所に上場している不動産投資信託証券に投資をおこなうことにより、配当収入の確保と信託財産の中長期的成長をめざします。
FOFs用 短期金融資産ファンド (適格機関投資家専用)	三井住友トラスト・ アセットマネジメント 株式会社	わが国の公社債	この投資信託は、主として、「短期金融資産マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、わが国の短期金融資産等(短期公社債および短期金融商品を含みます。)を中心に投資をおこない、安定した収益の確保を目標として運用をおこないます。

